都道府県 各 指定都市 母子保健主管部局 御中 中 核 市

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

乳幼児健康診査等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルスについて、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条に基づく緊急事態宣言が発出され、4月11日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。)が改正されました。これにより、特に同条第1項第2号で指定された都道府県内の市町村においては、外出や移動の自粛等が求められており、里帰り中の者等については、住民票所在地以外の市町村に留まらざるを得ない場合もあることから、配慮が必要となっています。

新型コロナウイルスへの対応として、乳幼児健康診査等については、令和2年4月10日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」において、集団で実施する健康診査については、地域ごとの状況を踏まえ延期等の措置をとるよう要請したところです。また、同日に送付したQ&Aにおいて、個別健診による実施や、地域の感染状況を踏まえ、感染防止対策を講じた上で集団健診を継続する形での実施は可能であることをお示ししたところです。母子保健主管部局におかれては、先述の対応に加えて、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。また、都道府県においては、管内市町村への周知をお願いします。

記

1 母子保健法第12条第1項に定める健康診査について

感染の状況に応じ、母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条第1項に 定める健康診査を実施している地域において、現時点で滞在している養育者等 から申し出があった場合には、住民票の異動の有無に関わらずに受診できるよ う、特段の配慮をお願いします。

2 母子保健法第 12 条第 1 項に定める健康診査以外の健康診査、保健指導等について

母子保健法第12条第1項に定める健康診査以外の健康診査、保健指導等については、1に準じた取扱いをお願いします。

3 留意事項

費用負担等の扱いについては、対象となる母子等や、対象者の住民票所在地の自治体と適宜協議の上ご検討ください。

(参考)

- ○基本的対処方針(2020年4月11日改正版)
 - https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#houshin
- ○厚生労働省 HP 新型コロナウイルス感染症について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ○新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解等について(「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(2020年4月1日)」等)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

※感染拡大警戒地域

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年4月1日)において以下の地域と定義されている。

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート(爆発的患者急増)と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。
- 重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。